

少林寺傳奇

性を駆逐し、又は自問若しくは結果を駆除する。青少年の健全な成長を阻害する點それがあるもの。

(1) 過度のアレスメントによる他の面接（英語を教へて、判断基準とされる性交若しくは性交原因行為又は感情をされない者を複数例に於ける性交若しくは性交原因行為等、不当に貴重又は説明するようにならず等又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの）

した上り、青少年の性に関する説教が半端な事無能力の形成を阻害し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの

百七十九

第3編の三（總）

卷之三

第三回 金子の贈り物

第八条 (時、現行のと並び)
一 (時、現行のと並び)
二 (時、現行のと並び)

精神の性に関する健全な判断能力の形成をめざして開設するものにして、本院は精神科医の養成と精神疾患の治療に専念する。

則で定める基準に該当し、新少年の基準は
極めて困難であるがそれがあると認めた
もの

四 既定され、又は認布されているがん専門医
や、その准看護師が被験者を監督して決定する

で、その情態又は感情が東京裁判で定める基準に該当し、青年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められるもの。

高する者それがあると認められるもの
四 廃棄され、又は廃止されている人物で、
その遺産又は隸能事東京御殿側で定める

その実業界に開拓者を充當せしもので、在るに於ては、青少年又はその他の者の生
命又は身体に對し、危険又は威脅を拂はず

おおむね年々上昇する傾向がある。

卷之三

(用意回書類の販売等の制限)

者及びその代理人、使用人その他の従業者並びに當事に因して同監視を細布する者及びその代理人並びに同監視の細布する者

住居入居用入札の他の競業者（以下「同業者」といふ）は、競争入札（競争入札の規定により知事が指定した図書類（以下「図書類」といふ）

著者／又は販売者ではないが、
書籍の販売又は送付を業とする者及び

説明して、圖を描き、それを教へる者也。而して

高齢を勉強し、又は精神的問題を抱く、以下この系において同じ。」は、青少年が園芸できないよう、東京都農業で在る方達たゞより包装しなければならない。

。因縁の順次業者等は、定期回収取扱を陳列する所を除く、東京都選出で定められた上り

る場所に置かなければならぬ。

又は既見させないようにならぬ

卷之三 楚漢爭霸（西漢開國）

第九集の二 四音歌の発行を底とする者（以下「四音歌者」）

第九条の二 因書類の発行を

「因縁犯事件発生」(以下「事件」と)は、因縁犯の発生を防ぐ
一歩、既に軽いはくはく事件を発する者により
構成する団体で、因縁犯等により自ら攻撃を受けた
他のもの(以下「因縁犯事件」と)は、「事件」
は自らが、次の各事に該する者に限る」と
モロヤモロ事件名に付するうちに該当すると
認める因縁犯で、青少年が因縁犯、又は因縁
犯であることが適切でない旨の表示をするように
努めなければならない。

(圖書發行業者)と云ふ者は、國語版の児童書の発行する業者で、書籍出版社に「りより自社販賣を行つむる」(以下「直販出版社」と云ふ)又は販賣業者である。本業者立場で販賣する基準に従つて、それぞれ児童書を専門に販賣する内容に該当すると認める業者群に、青少年が図書として又は想説することが想定できない者の著述をするように努めなければならぬ。

講義の二 図書類の選行

第八条第二項第一号の東京規則で定め
る基準「青少年に對し、性的感情を醸成し、
性慾を誘導せん」と又は自殺をしくは犯行を
誘導せん」青少年の健全な成長を阻害するもの
それがあるらる。

第八条第一項第一号の東京規則で定め
る基準「非實在青少年を假想する又は
相談する等による性交又は性交説明行為
に該する行為」青少年の健全な成長を阻害するもの
が該する方法でみだりに性的対
象として肯定的に指向することにより「青
少年の性に關する健全な判断能力の形成を
阻害せん」若少年の健全な成長を阻害する事
それがあるらる。

第八条第二項第一号の東京規則で定め
る基準「青少年に對し、性的感情を醸成し、
性慾を誘導せん」と又は自殺をしくは犯行を
誘導せん」青少年の健全な成長を阻害するもの
それがあるもの

第八条第二項第一号の東京規則で定め
る基準「青少年に對し、性的感情を醸成し、
性慾を誘導せん」とその他の間接的
又は間接的手段によつて、前項基準に該する性
交説明行為等による性交説明等又は性交説明等
に該する行為が該する方法でみだりに性的対
象として肯定的に指向することにより「青
少年の性に關する健全な判断能力の形成を
阻害せん」若少年の健全な成長を阻害する事
それがあるもの

- 1 -

した回路網(回路網)を説く。以下「表示回路網」といふ。」と書かれてある。原稿は、原文のまま、又は同じ付りないようにして始めなければならぬ。い。

青少年が国難で生きない日本へ東京規制規則で庄

卷之三

回路開閉操作等は、表回路開閉を除別するとき（自動取扱機等により回路開閉を販売しても販賣しえる場合を除く）

1000

260

上達し、又は監査に受かるときは、当該銀行
者を監査する者及びその代理人、使用者その
他の従業者は、これを青少年に販売させでは
ならない。

(販売等の制限の範囲)

第十一條 指定路線または指定販賣場を上段
して、上級、または販賣にまつての銀行等
を運営する者は、当該銀行等の入口の奥を十
㍍以内に、東京都規則で定める地点による
表示をしておかなければならぬ。

(指定した販賣の販賣等の範囲)

第十三條 がん具販の販賣を業とする者及びそ
の代理人、使用者その他の従業者並びに販賣
に關してがん具類を販賣する者及びその代理
人、使用者その他の従業者は、第八条第一項
規定の規定により販賣が指定したがん具類
(以下「指定がん具類」という)、を青少年に
販売し、又は販売してはならない。

2 何人が、青少年に指定がん具類を販売させ
たり、もとより始めなければならぬ。

(指定外物の販賣等の範囲)

第十四條 1 何人が、第八条第一項規定の規
定により販賣が指定した刃物(以下「指定
刃物」という)、を青少年に販売し、展示し、
又は陳列してはならない。

2 何人が、青少年に指定外物を販賣させな
いりやうがはならない。

(指定外物を販賣する者)

第十五條 「第八条第一項規定の規定によ
る規定の範囲」の範囲内に販賣等の取扱事項

(第八条第一項規定に対する範囲)

第十六條 第八条販賣を業とする者は、第八条四
項若しくは青少年に対する販賣を業とする者
が運営する銀行等(以下「指定銀行等」とい
う)、青少年の健全な成長を阻害するお
それがあり、第八条第一項第一から第六項各
項で定める基準に適合する旨の認可(認可
書類を除く)とはまだがん具類(指定がん
具類を除く)を販賣しては認められない。但し、
何人が、青少年が指定外物又は指定がん具
類を販賣できず、かりに購入し、又は借りた
かることができないように未成年者用封筒を
用意しておけばはならない。

(指定外物の範囲に限する距離範囲)

第十七條 第八条第一項規定に対する範囲

(第八条第一項規定に対する範囲)

(第八条第一項規定に対する範囲)

(第八条第一項規定に対する範囲)

といふべきと當て、又は販賣に供するときは、
当該銀行等を運営する者及びその代理人、使
用人の他の従業者は、これを青少年に販賣
させなければならない。

(指定がん具類の販賣等の範囲)

第十三條 がん具販の販賣を業とする者及びそ
の代理人、使用者その他の従業者並びに販賣
に關してがん具類を販賣する者及びその代理
人、使用者その他の従業者は、第八条第一項
規定の規定により販賣が指定したがん具類
(以下「指定がん具類」という)、を青少年に
販売し、又は販売してはならない。

(指定外物の販賣等の範囲)

第十四條 1 何人が、第八条第一項規定の規
定により販賣が指定した刃物(以下「指定
刃物」という)、を青少年に販売し、展示し、
又は陳列してはならない。

(指定外物を販賣する者)

第十五條 「第八条第一項規定の規定によ
る規定の範囲」の範囲内に販賣等の取扱事項

(指定外物の販賣等の範囲)

第十六條 第八条販賣を業とする者は、第八条四
項若しくは青少年に対する販賣を業とする者
が運営する銀行等(以下「指定銀行等」とい
う)、青少年の健全な成長を阻害するお
それがあり、第八条第一項第一から第六項各
項で定める基準に適合する旨の認可(認可
書類を除く)とはまだがん具類(指定がん
具類を除く)を販賣しては認められない。但し、
何人が、青少年が指定外物又は指定がん具
類を販賣できず、かりに購入し、又は借りた
かることができないように未成年者用封筒を
用意しておけばはならない。

(指定外物の範囲に限する距離範囲)

(第八条第一項規定に対する範囲)

(第八条第一項規定に対する範囲)

(第八条第一項規定に対する範囲)

といふべきと當て、又は販賣に供するときは、
当該銀行等を運営する者及びその代理人、使
用人の他の従業者は、これを青少年に販賣
させなければならない。

(指定がん具類の販賣等の範囲)

第十三條 がん具販の販賣を業とする者及びそ
の代理人、使用者その他の従業者並びに販賣
に關してがん具類を販賣する者及びその代理
人、使用者その他の従業者は、第八条第一項
規定の規定により販賣が指定したがん具類
(以下「指定がん具類」という)、を青少年に
販売し、又は販売してはならない。

(指定外物の販賣等の範囲)

第十四條 1 何人が、第八条第一項規定の規
定により販賣が指定した刃物(以下「指定
刃物」という)、を青少年に販売し、展示し、
又は陳列してはならない。

(指定外物を販賣する者)

第十五條 「第八条第一項規定の規定によ
る規定の範囲」の範囲内に販賣等の取扱事項

(指定外物の販賣等の範囲)

第十六條 第八条販賣を業とする者は、第八条四
項若しくは青少年に対する販賣を業とする者
が運営する銀行等(以下「指定銀行等」とい
う)、青少年の健全な成長を阻害するお
それがあり、第八条第一項第一から第六項各
項で定める基準に適合する旨の認可(認可
書類を除く)とはまだがん具類(指定がん
具類を除く)を販賣しては認められない。但し、
何人が、青少年が指定外物又は指定がん具
類を販賣できず、かりに購入し、又は借りた
かることができないように未成年者用封筒を
用意しておけばはならない。

(指定外物の範囲に限する距離範囲)

(第八条第一項規定に対する範囲)

(第八条第一項規定に対する範囲)

(第八条第一項規定に対する範囲)

第十節 青少年の性

(青年が子供等の運営を行ふ場合の禁止)

第十五条の二 (性)

(青少年)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の三 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の四 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の五 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の六 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の七 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の八 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の九 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十一 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十二 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十三 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十四 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十五 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十六 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十七 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十八 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の十九 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の二十 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第十五条の二十一 (性)

(性)の勧誘(行為の禁止)

第三章の一 青少年の性に関する禁止

未成年者の性の保護

青少年の性に関する保護者等の責務

第十八条の二 青少年及び青少年の育成にかかわる者は、異性との交際が相互の尊みな人格のかん養のかん養に適するところを認めるため並びに青少年が

男女の性の差別化、安易な性行動によからざる者(以下「性嗜好者」という)は、

異性との交際が相互の尊みな人格のかん養に適するところを認めるため並びに青少年が

男女の性の差別化、安易な性行動によからざる者(以下「性嗜好者」という)は、

異性との交際が相互の尊みな人格のかん養に適するところを認めるため並びに青少年が

男女の性の差別化、安易な性行動によからざる者(以下「性嗜好者」という)は、

異性との交際が相互の尊みな人格のかん養に適するところを認めるため並びに青少年が

男女の性の差別化、安易な性行動によからざる者(以下「性嗜好者」という)は、

第三章の二 青少年の性に関する禁止

未成年者の性の保護

青少年の性に関する保護者等の責務

第十八条の三 保護者及び青少年の育成にかかわる者は、「性嗜好者」という者は、

異性との交際が相互の尊みな人格のかん養に適するところを認めるため並びに青少年が

男女の性の差別化、安易な性行動によからざる者(以下「性嗜好者」という)は、

異性との交際が相互の尊みな人格のかん養に適するところを認めるため並びに青少年が

男女の性の差別化、安易な性行動によからざる者(以下「性嗜好者」という)は、

異性との交際が相互の尊みな人格のかん養に適するところを認めるため並びに青少年が

男女の性の差別化、安易な性行動によからざる者(以下「性嗜好者」という)は、

卷之六

機器の三

卷之三

第三章の四 インターネット利用環境の

出版して定める基準に該当するものと観察し、若しくは領布し、又はこれを閲覧者へは説明に供したと認めるときは、当該保護者は又は被験者に対し必要な解説又は助言をする。

卷之三

第三編の四 インターネット利用

本經卷之二十一

第十九条の六の六 部長は、インターネットの利用に係る事項に關する青少年の健全な健成能力の育成を図るために、若成管見、監督管の監督の実績を参考めらるることとする。

第二十一条 青少年がインターネットの利用に係る問題及び問題の解消による改善につれて相談する場所として、いわゆる「相談室」の設立にあたる際は、青少年の意見を反映させるよう努めるため、青少年に對して行われるインターネットの利用に関する取扱いについての提議があるものとする。

(インターネット利用に係る者の質問)
第十八条の六の四 第二項、インターネットの利
用に関する青少年の健全な判断能力の育成
を図るため、普及啓発、教育等の施策
に努めるものとする。

2 著者は、青少年がインターネットの利便性に伴
う危険性及び過度の利用による弊害について
適切に理解し、これらを除去する必要な知識を
確実に習得できるよう努めるため、青少年に
対して行われるインターネットの利用に関する
講習についての指標を定めるものとする。

第十八条の七

オントロードサービスの運営を「」と名乗る。すると「以下、「インターネット専業者」として、あるいは「青少年の健全な育成を図るするおそれがある情報を取り除いためのフィルタリング」(インターネットキットを用いて得られる情報について、「一定の規範による選別するかなどをがを設けることができる専用機器をいう)」の機能を有するソフトウェア」という「」を利用したサービスを展開するとともに、利用者に提供する以上に努めなければならない。

第十八章の七 新潟県のインターネット

用に困るする事案を行なう者（青少年が安全地帯の整備等に関する法律）平成二十年法律第二十九号（以下「青少年インターネット接続規制法」という。）第五条の適用を要する、以降「下回り」及び「青少年年齢制限規制ファイルクリーン・ソフトウェア」（青少年インターネット接続規制法第一条第四項に定める青少年）に接続する場合に当たる（以下同じ）に保護する事案を行なう者（青少年インターネット接続規制法第一条第三項に定める青少年）

七
九

ボイルターリングソートウエア及び青少年有
害情報ファイルターリングデータベース（青少年イン
ターネット有害情報監視監理法第1条第1項に規定
する青少年有害情報ファイルターリングサーバー）
をきくと、因と同じく、青少年がインターネット
を用いて自己若しくは他人の迷惑
又は犯罪的不正行為を行つて、
又は犯罪的不正行為を誘導することを目的
とする内容を閲覗する行為を最小限に止
めるものとなるよう努めなければならぬ

青少年有志層が「イルカリンクサービス」の性能の向上及び利用の普及が図られるよう努めるものとする。

卷之三

2 インターネット専門店で、利害関係者と接する機会をもつたうえで、青少年の利用の有無を調査して、結果的に青少年が含まれる場合に、青少年がインターネットを利用したサービス又は接続してみて貰おうとしたものと見て取れるものとアレ、及びこれを利用することによって可能となるものである以上を操作的な観点内容とするよう

2. インターネット接続の実態調査結果
年齢別・性別別・学年別・会員登録有無別による分析
年齢別によるインターネット接続実態調査結果
調査者を「男」「女」に区分して、各年齢層別に分析する。
- 調査対象者
- 調査方法
- 調査結果
- 考察と今後に及ぼすインパクト
- 指向的考察
以下同じくに依拠する。
結果より、(1)当たつては、当該契約の相手方に
致し、若少年の利用の有無を確認し、利害衝突
に有り少年人が含まれる場合には、青少年有無を
複数フィルタリングサービスを開始している
旨を告げし。その利用を周知するかのように努め
なければならぬ。

3 インターネット出版物を監視せし事務省（以下「年イントネット出版物監視法」第一条第六項に規定するインターネット出版物監視委員会）は、インターネット出版物監視法（同法第五項に規定するインターネット出版物監視委員会）による監視を実施するに当たつては、当該委員会の相手方に対して、青少年の利用の有無を認定し、利用者に青少年が含まれる場合は、青少年が因習的・フィクタリックなサービスを提供している旨を告げし、その利用を警戒するよう努めなければならぬ。

4 第十六章 第一節 動機の発生に及ぼす経験と経験的
十分者たる青少年が当該競技に適応すべきされるわれ
事例によるインターネットを操作する場合に
て、青少年がインターネットを適切に利用できる
よう、青少年には操作ソフトウェアを用意し、
した操作の基礎知識を教めなければならぬ。

新編中華書局影印
宋元明刻本

防止堵冒

第十六回第一項第四節に掲げる施設を整備する者は、青少年が当該施設に通じなければならぬ場所によりインターネットを利用する場合に、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年有志情報フィルタリングソフトウェアを利用した機器又は青少年有志情報フィルタリングサービスの提供を受けた機器の提供に努めなければならない。

著者（青少年インターネットネット規制強化法第1条第八項に規定する携帯電話インターネット接続装置登録制度）によれば、携帯電話インターネット接続装置（同法第七項に規定する携帯電話インターネット接続装置登録制度）は、「以下同じ」としての規約を締結するに当たっては、当該契約の相手方に於して、青少年の利用の旨意を認証するよう認めなければならない。

卷之三

うに努めるところ」。青少年がインターネット上を利用して自己表現して他人の興味を煽り、進路者しくは犯罪的行為をして又は犯

著しくに被害者を説明する」とともに、「ため、青少年のインターネットの利用規制を強化し回避」、青少年のインターネットの利用規制を強化するよう努めなければならぬ」とある。

2 2
相撲者及び歌舞伎少年の音楽文化における音楽的表現、歌詞その他の風習において、インター等の音楽に対する興味全般が歌舞伎方の音楽でも、歌謡でも、その利用による教育についての青少年に対する教育に努めなければならない。

青少年のインターネットの利用状況を調査したところによると、青少年は「インターネットの利用をやめたい」と思っている人が約半数と多く、また、青少年のインターネットの利用を規制する親の割合は約7割と高い結果となっていました。このことから、青少年のインターネットの利用を規制する親の割合は約7割と高い結果となっていました。このことから、青少年のインターネットの利用を規制する親の割合は約7割と高い結果となっていました。

者としては極太に妙に有能な行動を示すこと
も防ぐんだら、青少年のインターネットの利用
状況を適切に把握し、青少年のインターネット
との利用を的確に管理するように努めなけ
れはならない。

（医療者等は、家庭、地域その他の場において、
インターネットの利用に関する青少年の
健全な判断能力の養成を図るため、自らインターネ
ットネットの利用について危険性及び適度
の利用による弊害について理解せばたい。
これらの除去に必要な知識の蓄積に努めるとよ
くとも、これらを隔まって青少年とともにインターネ
ットネットの利用に当たり進歩していく事
項を定めるなど適切な利用の確保に努める
ものとする。）

インターネットを活用して自己表現していく傾向の特徴を述べ、次に個人の特徴を述べて、最後に「自己表現」の問題を議論した上で結論を述べたとすれば、これらを要事に通説することとする。

3. 運営思案が不十分であることを利用して、運営を攻撃し、又は自己若しくは他人に有利な構造を行おうとする組織の保全者に対する運営に於ける所要防止に資する機械的構成その他の方法を行へよう努めるものとする。

利用に便し便利に運営するよう指導アドバイス
を受けることが必要である。

(インターネット利用に係る部の更迭)
第十八条の九　(前段)　インターネット利用に係る部の更迭
第十八条の九　(前段)
原第十八条の六の六第一項に該当

(インターネット利用による部の責任)
第十八条の九（削除）
第十八条の六の四第二項に移動

(後編) 東京教育少年健全育成委員会

卷一百一十五

第十九章

(委員及び専門委員の任期)
第二十一条(略)

卷之十一
（後編）

(三九)
五十一
(四)

(小委員会)(b)

第二十四条の二、委員は、委員会の定めるところに依り、第八条の規定による規定に従事する事項について必要なものと認めたときは、第八条の二第一項の規定に基いて同項の路線に就いて運賃を請求する。

小委員会を運賃会に属するものとする。

2 小委員会は、会員(第二十二条第三項の規範より会員の職務を代理する委員を含む)の会員の名に就いて同じく、及び会員が委員会の権限のうちからて第十条第一項の規定により運賃を請求する場合に三十日以内に運賃三十元をもつて申請する。

3 小委員会に駆逐金を置き、会員をもつて充てる。

4 小委員会は、駆逐金が超過する。

5 委員会は、小委員会を代表し、会員を革除する。

6 委員会は、その定期の会議により、小委員会の過失をもつて審議会の選出とすることができる。

7 第二十四条の規定は、小委員会の定期選出及び被選出について適用する。

7 被選の規定は、小委員会の定期選出及び被選出について適用する。

第五章 同時

第二十四条の三、第十八条の六の規定に違反した者は、三十歳以下の駆逐又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

第二十四条の四、ある者等の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に處す。

一 第十四个方面の規定に違反する行為をすらじと被疑して行った者は

一 第十五条の二第一項の規定に違反した者

の職員若しくは警報機器が起動した警報官

の立入監査を拒み、あれば、又は承認した者が
及びこれらの項の規定による監査に對して
虚偽の陳述をして、又は監査の結果に對して
心せず、若しくは監査の結果に對して

第三項の規定による警告(同項に係る監査に對
する)と記す。なお、第十三条の三第五項の
規定に違反した者は、十万円以下の罰金に處
する。

第二十九条 第九条第一項、第十条第一項、第
十一项、第十三条第一項、第十三条の二第一
项、第十五条第一項若しくは第二项、第十五
条の二第一项若しくは第二项、第十九条の三、
第五条の四第二項又は第六条第一項の規定に違反した者は、当該者少年の年齢を知ら
ないことを理由として、第二十四条の四、第
二十五条又は第二十六条第一項、第二项若しく
は第四条第六条までの規定による处罚を免
れることができない。ただし、過失のな
いときは、この限りでない。

【罰則規定】 法人の代表者又は法人若しくは人
の代理人、使用人その他の従業者が、その法
人文は人の業務に關して、第二十四条の四か
も第十七条までの違反行為をしたときは、
行為者を罰するほか、その法人又は人に対し
ても各

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人
の代理人、使用人その他の従業者が、その法
人文は人の業務に關して、第二十四条の四か
も第十七条までの違反行為をしたときは、
行為者を罰するほか、その法人又は人に対し
ても各

本条の用を特する。

(教訓) 青少年に対する免責)

第三十一条 この条例に違反した者が青少年であ
るととき、この条例の適用は、当該青少年の
違反行為に對しては、これを適用しない。

第六章 罰則

(教訓)

第三十二条 この条例に違反した者が青少年であ
るととき、この条例の適用は、当該青少年の
違反行為に對しては、これを適用しない。

附則

1 この条例は、平成二十一年十月一日から實
行する。ただし、次の各項に掲げる規定は
別途定められたる日から施行する。

第一項の規定 平成二十一年四月一日

二 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

三 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

四 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

五 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

六 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

七 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

八 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

九 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

十 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

十一 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

十二 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

十三 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

十四 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

十五 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

十六 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

十七 他の法律に別途定めたる改正規定(以下「別
途定められたる改正規定」といふ。)を除く。

附則

一 この条例は、平成二十一年七月一日から
施行する。ただし、次の各項に掲げる規定
は、当該各項に定める日から施行する。

第一項の規定 平成二十一年七月一日

二 第二項の規定中甲次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

三 第二項の規定中乙次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

四 第二項の規定中丙次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

五 第二項の規定中丁次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

六 第二項の規定中戊次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

七 第二項の規定中己次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

八 第二項の規定中庚次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

九 第二項の規定中辛次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十 第二項の規定中壬次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十一 第二項の規定中癸次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十二 第二項の規定中甲次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十三 第二項の規定中乙次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十四 第二項の規定中丙次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十五 第二項の規定中丁次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十六 第二項の規定中戊次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十七 第二項の規定中己次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

附則

一 この条例は、平成二十一年七月一日から
施行する。ただし、次の各項に掲げる規定
は、当該各項に定める日から施行する。

第一項の規定 平成二十一年七月一日

二 第二項の規定中甲次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

三 第二項の規定中乙次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

四 第二項の規定中丙次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

五 第二項の規定中丁次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

六 第二項の規定中戊次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

七 第二項の規定中己次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

八 第二項の規定中庚次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

九 第二項の規定中辛次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十 第二項の規定中壬次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十一 第二項の規定中癸次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十二 第二項の規定中甲次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十三 第二項の規定中乙次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十四 第二項の規定中丙次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十五 第二項の規定中丁次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十六 第二項の規定中戊次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

十七 第二項の規定中己次の改正規定(以下「改
正規定」といふ。)を除く。

9 新条例第九条の三第一項に規定する指定期

10 新条例第九条の三第一項に規定する指定期

回数の規定に當たつては、平成二十一年七月一日以後に新規第第八条第一項第一号の規定するものとしてなされた販売及び卸賣十月一日以後に新規第第八条第一項第二号規定に該当するものとしてなされた販売を規制とする。

の回数の規定に當たつては、平成十二年四月一日以後に新規第第八条第一項第二号の規定に該当するものとしてなされた販売及び同年七月一日以後に新規第二号の規定に該当するものとしてなされた販売を規制とする。
4 新規第第九条第一項第二号の規定の適用に係る部分に限る。但し平成十二年七月一日以後に施行される全国統一法規について適用し、同日前に発行された開業登記については、なまなまの例による。